

## ●親元近居の主な例を紹介します。

### ①転入促進パターン

町外に住んでいる子世帯が、親元である稲美町に転入して新築する



### ②定住促進パターン

町内のハイツなどに住んでいる子世帯が、親元である稲美町内に新築する



## ●親元に住もう補助金～Q&A

### Q1. 親元近居とはどういうことですか。

A1. 親元近居とは、親世帯が住む稲美町内に子世帯が新築住宅を取得し定住することです。

### Q2. 新築とはどのような場合をいうのですか。

A2. 新築とは更地に新しく家を建てることです。また、住宅部分の全部を建て替える改築や、増築であっても増築部分に玄関、台所、トイレ等の設備が設けてあれば対象となる場合があります。

### Q3. 子世帯の要件はありますか。

A3. 子世帯については、年齢、家族、所得制限等の要件はありません。また、単身者でもかまいません。

### Q4. 平成25年3月に親元に新築しましたが、対象になりますか。

A4. 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間（事業期間）に新築することが条件ですので、対象になりません。

### Q5. 事業期間内に親元で新築しましたが、建物の登記は親の所有になっています。対象になりますか。

A5. 住宅部分の所有権が子世帯全員で2分の1以上あることが条件ですので、対象になりません。

### Q6. 土地名義が親のものでも対象になりますか。

A6. 対象になります。

### Q7. 亡くなった親が町内に所有していた土地に家を新築し、子世帯のみで町内に居住しますが、対象になりますか。

A7. 補助金の交付申請日において、親世帯が稲美町に5年以上継続して居住していることが条件ですので、対象になりません。

### Q8. 妻の親が稲美町内に住んでいますか、対象になりますか。

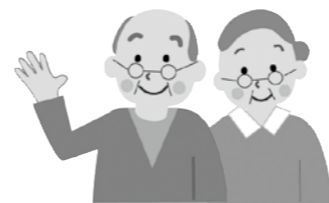
A8. 申請者の妻の親の場合でも対象になります。

### Q9. 元々親と同居しており、今回全部改築をしますが、対象になりますか。

A9. 対象になります。ただし、子世帯の所有権の持ち分が2分の1以上が必要です。

### Q10. 補助金の交付を受けた後に親が町外へ転出しましたが、返還する必要がありますか。

A10. この場合は、返還する必要はありません。詳しくは右のページを参照ください。



# 親元に住もう補助金

稲美町親元近居新築住宅取得支援補助金

## 18万円分の稲美町共通商品券を交付

今がチャンス!



※平成25年度～27年度までの期間限定の制度です。

この制度は、町内の定住人口の増加を図るとともに、親子間の子育てや介護などの支え合いを促進するために、町内出身者などの子世帯が親元に住宅を新築する場合に補助を行うものです。

### ■補助対象者

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に町内に新築住宅を取得し、親元近居する子世帯に属する、次のいずれにも該当する人です。



- (1) 補助金の交付申請日において、親世帯が町内に5年以上継続して居住している人
- (2) 新築住宅の住宅部分の所有権の持ち分が子世帯の合計で2分の1以上ある人
- (3) 町税等の滞納がない人
- (4) 稲美町田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことがない人

#### (用語の説明)

- 親元近居** 子世帯が親世帯と同じ稲美町内に定住すること
- 新築住宅** 新たに建築された住宅で、固定資産評価基準に準拠する設備（玄関、台所、トイレ）を設けたもの ※二世帯住宅等も可
- 取得** 住宅を新築又は購入し、所有権登記をすること
- 定住** 取得した新築住宅の所在地において、住民基本台帳法に定める住民票の記載が町内にあり、引き続き居住すること

### ■補助金額

180,000円分の稲美町共通商品券を一括交付します。

### ■申請方法

下記の申請書類を揃えて、事業期間中に申請してください。

事業期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日

- 親元近居新築住宅取得支援補助金交付申請書
- 新築住宅の位置図     新築住宅の平面図     新築住宅の竣工後の全景写真
- 新築住宅の登記事項証明書（写）     申請者の戸籍謄本
- 申請者の属する世帯全員の住民票     申請者の親の住民票     誓約書
- その他町長が必要と認める書類

### ■補助金の返還

補助金の交付を受けた人が、虚偽の申請等により不正に補助金の交付を受けたとき、または、補助金の交付を受けた日から3年以内に次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部または一部を返還しなければいけません。

- (1) 補助金の交付を受けた者が属する世帯全員が転出したとき
- (2) 補助金の交付の対象となった住宅を譲渡又は貸付したとき
- (3) 用途変更により、補助金の交付の対象となった住宅の要件を喪失したとき
- (4) 補助金の交付を受けた者が町税等を滞納したとき
- (5) その他町長が不適当と認めたとき

### ■申請・問合せ先

都市計画課 都市計画係 ☎492-9143